

学校いじめ防止基本方針

旭市立中和小学校

1 いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめ防止のため、次の3点を基本理念として対策を講ずる。

- (ア) いじめはどの児童にも起こり得るものであるという認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- (イ) いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、未然防止の活動は教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- (ウ) いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導を行うとともに、いじめが発生した際、児童、保護者等に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけあい」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめ解消の定義

- (ア) いじめの行為が3ヵ月以上止んでいる。
- (イ) 被害児童が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

(4) いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

(5) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止対策組織

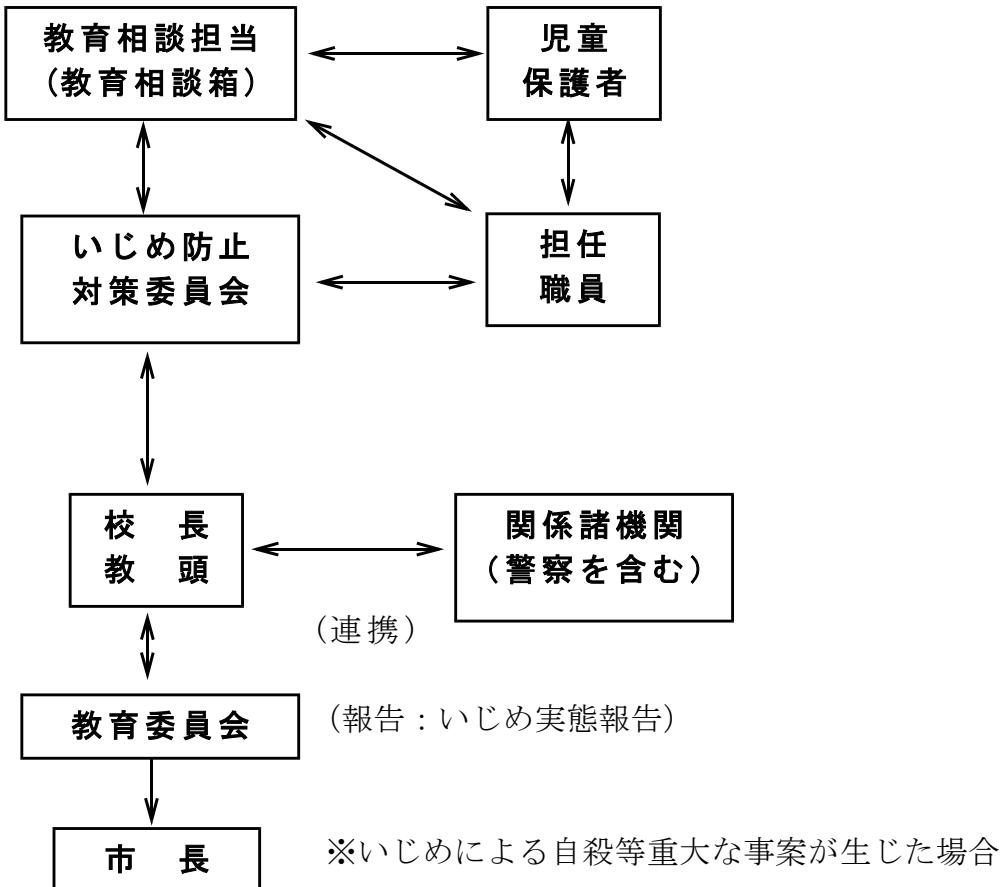
(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置 (法第二十二条)

長欠対策、特別支援、教育相談、生徒指導に関する「子どもサポート委員会」を設置し、毎月1回開催する。教育相談からの情報、長欠の状況、生徒指導上の問題等について情報共有し、いじめの未然防止及び早期発見に努める。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、長欠対策担当、生徒指導担当、スクールカウンセラー、養護教諭 ※兼務している場合もある

<いじめ防止の組織図>



3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやりながら規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- (ア) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。
- (イ) 道徳の授業や命の授業、命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等を計画的に実施し、指導する。
- (ウ) 道徳の授業では、「考え、議論する」ことを意識して、道徳映像教材を活用した取り組みを推進する。
- (エ) 総合的な学習の時間、特別活動等において、体験活動の充実を図り、児童の主体性やコミュニケーション能力を養う。
- (オ) いじめ防止の取組について、児童保護者に啓発する。
- (カ) 学校として特に配慮が必要な児童について対応を行う。発達障害を含む障害がある児童、LGBT、東日本大震災・原発事故避難児童への適切な対応を行う。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候や児童が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。また、教育相談やアンケート調査を実施し、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

(ア) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・ 相談窓口の設置と周知（教頭・養護教諭・スクールカウンセラー）
- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 相談ポストの活用

(イ) いじめ防止計画（予定）

4月	子どもサポート委員会定例会議	
5月	教育相談月間 いじめアンケート	子どもサポート委員会定例会議
6月	教育相談アンケート	
7月	子どもサポート委員会定例会議 体罰・セクハラアンケート	いじめアンケート
9月	子どもサポート委員会定例会議 情報モラル教室(外部講師)	SNS いじめ対応職員研修
10月	子どもサポート委員会定例会議 体罰・セクハラアンケート	いじめアンケート
11月	子どもサポート委員会定例会議	
12月	子どもサポート委員会定例会議	いじめアンケート
1月	子どもサポート委員会定例会議	教育相談月間
2月	子どもサポート委員会定例会議	いじめアンケート
3月	いじめ防止委員会定例会議	生徒指導委員会

(ウ) いじめの早期発見

その兆候や児童の発する危険信号を見逃さないようにする。

- ・ 授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察
- ・ いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

5 いじめの相談・通報窓口

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

学校におけるいじめの相談・通報窓口は教頭・養護教諭とし、いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの相談や通報の指導

児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことでもなく卑怯なことでもないことを指導する。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、特定の教職員で抱え込まず子どもサポート委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめを行った児童には、同じことを繰り返さないように、行為の善悪をしっかりと理解させて反省させる。いじめを行った児童に謝罪させ、再発防止を図る。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- (ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (イ) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態の報告・調査

- (ア) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- (エ) 調査は、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (オ) 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

8 児童の自殺予防について

- (ア) 児童の自殺予防等においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。
- (イ) 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」等を資料として、児童の自殺予防のための研修を行う。

9 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。
- (2) いじめに関する調査や年度毎の比較を実施し、分析を行う。
- (3) いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を公表する。

(令和3年4月1日 改定)

(令和2年11月10日 改定)

(令和2年4月1日 見直し)

(平成31年4月1日 改定)